

手続開始の公示

平成 26 年 12 月 24 日

NEXCO 東日本 関東支社 東京外環工事事務所 堀 圭一

下記のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本業務については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した見積者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、別添『手続開始公示説明書』に記載のとおり実施します。

記

第 1 調達手続の概要

- 1-1. 契約件名（業務名） 東京外環工事事務所 大泉南トンネル施工管理業務
1-2. 契約責任者 東日本高速道路株式会社
関東支社 東京外環工事事務所長 堀 圭一
1-3. 契約担当部署 東日本高速道路株式会社 関東支社 東京外環工事事務所 庶務課
（住 所）〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-14-5
吉祥寺本町ビル
（電話番号）0422-23-6151
1-4. 競争契約の方法 簡易公募型プロポーザル方式
1-5. 見積の方法 持参 … 手続開始公示説明書記 8-1、8-2 を参照のこと
1-6. 履行保証 必要 … 見積者に対する指示書[15]を参照のこと
1-7. 契約書の作成 必要（契約図書を製本すること） … 見積者に対する指示書[16]を参照のこと

1-8. 契約図書

- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本業務に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ①手続開始の公示（本書） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
②標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
③見積者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
④共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑤特記仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑥金抜設計書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑦参加表明書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑧見積書 上記③見積者に対する指示書様式 1

- (2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 平成 26 年 12 月 24 日（水）～平成 27 年 1 月 21 日（水）

第2 業務概要

2-1. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務場所 | 東京都練馬区高野台4丁目（東京外環工事事務所内） |
| (2) 業務内容 | 本業務は、東京外かく環状道路大泉ジャンクションランプ部の新設事業における本線シールドトンネルに係る地下構造物の調査・設計及び関係機関協議等に関する土木施工管理業務である。 |
| (3) 履行期間 | 平成27年4月16日から平成28年6月30日 |

第3 競争参加資格

3-1. 競争参加資格

本業務に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、手続開始公示説明書4-1に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日（手続開始公示説明書4-1に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO東日本の契約規程実施細則第6条（見積者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 手続開始公示説明書6-1.(2)に記載の集合筆記方式による技術提案書（技術論文）の作成の日までにおいて、業種区分「土木施工管理」にかかる『平成25・26年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。
- (5) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記2)に示す工事若しくは調査等の受注者、当該工事若しくは調査等の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該工事若しくは調査等の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - 1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)またはロ)に該当する者をいう。
 - イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
 - 2) 工事若しくは調査等の名称及び受注者名
 - ・東京外かく環状道路 本線トンネル（南行）大泉南工事
（清水建設株式会社・株式会社熊谷組・東急建設株式会社・株式会社竹中土木
・株式会社鴻池組 特定建設工事共同企業体）

(6) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、参加表明書を提出する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

1) 資本関係

以下のイ)またはロ) に該当する二者の場合。

ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ) 親会社と子会社の関係にある場合

ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のイ)またはロ)に該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他見積の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) または 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 審査基準日において、企業が平成 16 年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。

企業	同種業務	NEXCO 東日本・中日本・西日本、旧日本道路公団でのトンネル工事の施工管理業務、または他の発注機関の場合はトンネル工事で発注者を補助・支援する工事監理業務 ※シールド、TBM の実績がある場合は加点する
	類似業務	NEXCO 東日本・中日本・西日本、旧日本道路公団での土木工事の施工管理業務、または他の発注機関の場合は土木工事で発注者を補助・支援する工事監理業務

(8) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

1) 資格

管理技術者	特記仕様書別表 1 の「管理員Ⅰ」または「管理員Ⅱ」に掲げる資格を有している者
-------	---

なお、技術職種は別表 1 の技術職種のうち土木とする。

2) 業務経験

平成 16 年度以降に完了し、管理員Ⅱ以上の資格取得後の業務において、次に示す同種・類似業務の経験を有すること。

管理技術者	同種業務	NEXCO 東日本・中日本・西日本、旧日本道路公団でのトンネル工事の施工管理業務、または他の発注機関の場合はトンネル工事で発注者を補助・支援する工事監理業務 ※シールド、TBM の実績がある場合は加点する
	類似業務	NEXCO 東日本・中日本・西日本、旧日本道路公団での土木工事の施工管理業務、または他の発注機関の場合は土木工事で発注者を補助・支援する工事監理業務

以上